

令和2年3月4日

職員および学生のみなさんへ

新型コロナウイルス感染症に関する対応について

薬学部長 村木 克彦

薬学部事務長 日比 茂久

令和2年2月25日に新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が発表されるなど、新型コロナウイルス感染への対応が刻々と変わってきています。これを受けて新型コロナウイルス感染症に関する対応を改訂しましたので内容をよく確認し、適切な対応をとってください。

◇ 罹患した場合の対応

出勤停止の措置と致しますので、至急各所属長に連絡のうえ出勤をしないようにしてください。

◇ 感染が疑われる場合の対応

風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合(糖尿病、心不全、呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患など)の基礎疾患がある人や透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている人で、前述の状態が2日程度続く場合)は、いきなり医療機関を受診するのではなく、帰国者・接触者相談センター等に連絡し、受診できる医療機関等の情報を確認してください(愛知県内の相談窓口:

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/pressrelease-ncov200212.html>)。相談窓口の指示に従って医療機関を受診すると共に、薬学部事務室にも連絡してください。医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケットをしっかりと行ってください。

◇ 濃厚接触があった場合の対応

以下に示した濃厚接触があった場合は、所属長へ連絡した後、自宅待機とし、14日間、体温測定を含めた健康観察を毎日行ってください。経過観察中に、発熱や呼吸症状が認められた場合は上記と同じ対応を行ってください。自宅待機中にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケットをしっかりと行い、他者への感染拡大防止に努めてください。

●「濃厚接触者」とは、「患者(確定例)」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者。

- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・ 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他: 手で触れること又は対面で会話することが可能な距離(目安として2メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と接触があった者(患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する)。

◇ 予防について(次ページ資料参照)

まずは、石けんやアルコール消毒液などによる手洗いを徹底し、うがい及びマスクの着用を適切に行うこと。咳などの症状がある場合は、必ずマスクを着用すること。マスクがない場合は、咳やくしゃみをする際にティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる咳エチケットを徹底してください。また、持病がある場合などは、上記に加えて、公共交通機関や人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

感染拡大を防止するためしばらくの間は以下の場所への外出は控えてください。

- ・ライブハウス(学生自らの開催を含む)
- ・スポーツジム
- ・屋形船
- ・ビュッフェスタイルの会食
- ・雀荘
- ・スキーのゲストハウス
- ・密閉された仮設テント
- ・その他屋内の閉鎖的な空間や人と人が至近距離で、一定時間以上交わる空間など

◇ 海外渡航について

外務省から感染危険情報が発出されています。外務省海外安全ホームページ (<https://www.anzen.mofa.go.jp/info/search/pcinfectioninfo.html#danger>)を確認の上、指示に従うようにしてください。また、やむを得ず渡航する場合は、渡航先、期間、連絡先を事務室に事前に報告してください。

また、海外渡航からの帰国者については大学として下記の措置をとることになりました。

- ① 米疾病予防管理センター(CDC)のレベル3以上の国からの帰国者
原則帰国後14日間は、出勤停止の措置とします。
- ② 発熱(37.5℃以上)等の風邪症状が発症した者
速やかに空港または湾港の検疫所に報告し、その指示に従って下さい。また、検疫所あるいは紹介された医療機関から受けた指示を含め、至急所属長に連絡して下さい。
- ③ 米疾病予防管理センター(CDC)のレベル2以下の国からの帰国者
帰国後14日間は、検温の記録を取る等、自身の健康状態の経過を厳重に観察して下さい。

(参考)米疾病予防管理センター(CDC)のレベル3に該当する国と地域(3/3 現在)

中国、韓国、イラン、イタリア

レベル2又は1に該当する国と地域(3/3 現在)

日本、香港

令和2年3月4日 作成

手洗いについて

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗いましょう。

【正しい手の洗い方】

まず、手洗いの前に爪は短く切っておきましょう。また、時計や指輪は外しておきましょう。

- (1)流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
- (2)手の甲をのばすようにこすります。
- (3)指先・爪の間を念入りにこすります。
- (4)指の間を洗います。
- (5)親指と手のひらをねじり洗いします。
- (6)手首も忘れずに洗います。

洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

咳エチケットについて

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ・マスクを着用します。
- ・マスクを持っていない場合は、ティッシュ・ハンカチなどで鼻と口を覆います。
- ・とっさの時は袖や腕の内側で覆います。
- ・周囲の人からなるべく離れます。

【正しいマスクの着用法】

- (1)鼻と口の両方を確実に覆います。
- (2)ゴムひもを耳にかけます。
- (3)隙間がないよう鼻まで覆います。

(愛知県健康対策課ホームページから引用)

※本対策は状況に応じて逐次、改訂します。最新の対策を薬学部ホームページ(<http://www.phar.agu.ac.jp/>)に掲載しますので確認してください。

《相談窓口》

厚生労働省:0120-565653(フリーダイヤル)(9時から21時) 愛知県:052-954-6272(9時から17時)

《関連情報ホームページ》

○新型コロナウイルス関連肺炎(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○各都道府県が設置している帰国者・接触者相談センター(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_kikokusyasessyokusya.html

○国立感染症研究所ホームページ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>